

海外現地視察会参加規約

(適用)

第1条 本規約は、株式会社幻冬舎ゴールドオンライン（以下、「当社」といいます。）が企画・実施する海外現地視察会（以下、「視察会」といいます。）に参加するにあたり、参加者が遵守すべき事項及び参加者と当社の権利義務関係を定めることを目的とします。

(遵守事項)

第2条 参加者は、視察会参加中の一切の行動に自己責任を負うことを理解し、以下の事項に同意するものとします。

1. 視察会に参加するに足る健康状態を有しています。
2. 当社のスタッフの指示に従い、誠実かつ責任ある行動をとります。
3. 自己の責任において十分な補償内容の海外旅行保険（傷害、疾病、賠償責任、携行品損害等を含む）に加入します。
4. 視察会参加に関連して発生した事故・災難（疾病、天災、盗難、詐欺、暴動、戦争等）により被った損害について、当社の故意又は重過失がある場合を除き、当社に対して損害賠償その他の請求を行いません。
5. 暴力団その他反社会勢力に属していないことを確約します。

(申込と契約成立)

第3条 参加者は、当社指定の申込フォームから申込みを行い、所定の参加費を期日までに支払うこととします。当社が参加申込みを受理し、参加費の着金を確認した時点で契約が成立するものとします。

(視察会の実施期間)

第4条 視察会は、現地集合・現地解散とし、当社が指定する集合時刻から解散時刻までを実施期間とします。

(視察会の内容の変更)

第5条 視察会の内容は、現地事情又は運営上の理由等により、事前の予告無く変更される場合があります。かかる変更によって参加者に損害が生じた場合でも、当社の故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

(視察会の実施条件)

第6条 申込人数が所定の最少実施人数に達しなかった場合、当社は視察会を実施しない場合があります。この場合、参加費は全額返金し、振込手数料が必要な場合には当社の負担とします。当社は、実施期間の初日の前日から起算してさかのぼって60日前までに実施可否を参加者に通知するものとします。なお、視察会の不実施により参加者に生じた交通費・宿泊費等の損害について、当社は責任を負いません。

(視察会の中止・中断)

第7条 当社は、運営上やむを得ない事情が生じた場合又は不可抗力(※)により、視察会を中止又は中断する場合があります。

当社が受領済みの参加費は、支払方法に応じて返金します(クレジットカード：返金処理、銀行振込：指定口座に返金)。この場合、振込手数料は当社の負担とします。

返金の対象は参加費に限り、航空券、宿泊費等の実費については参加者の自己負担とします。

上記を除き、当社は中止・中断により参加者が被った損害について一切責任を負いません。

※不可抗力：火災、洪水、風害、暴雨、悪天候、疫病、地震その他天変地変、海岸封鎖、輸出入禁止、爆発その他の事故、暴動、内乱、テロ行為その他公敵による行為、ストライキ、ロックアウトその他労働争議、交通機関の停止又は遅延、法令の制定・改廃、国又は地方公共団体等による必要物資・器材の入手不能、没収、徴収、その他の当事者の合理的支配を超えた偶発的事象

(キャンセルポリシー)

第8条 契約成立後にキャンセルを希望する場合は、当社宛てにご連絡をいただいた時点に応じて、以下のキャンセル料を申し受けます。

1. 視察会開催初日の31日前まで：キャンセル料無料
2. 視察会開催初日の4日前～30日前：参加費の50%
3. 視察会開催初日の3日前以降：参加費の100%

上記1. の場合で、かつ、参加費の支払時にクレジットカードをご利用された場合、当該クレジットカードに対し返金処理を行います。

上記2. の場合で、かつ、参加費の支払時にクレジットカードをご利用された場合、又は参加費を銀行振込にてお支払いされた場合、視察会開催月の翌月末までに、参加費と上記キャンセル料の差額をご指定の銀行口座に返金します。この場合、振込手数料は参加者の負担とし、返金額より控除します。

(免責事項)

- 第9条
1. 参加者の都合による申込手続の遅延又はミスに起因する損害について、当社は責任を負いません。
 2. 視察会に伴う事故・トラブルに関しては、当社の故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
 3. 視察会は日本の旅行業法に定める旅行商品ではなく、当社は旅行者としての責任を負いません。